

令和2年度 ゾーニングの実施計画と検討の進め方

1. これまでの振り返り

1.1 これまでの検討内容

「和歌山県洋上風力発電に係るゾーニング検討会」は、平成30年度から4回にわたって開催されている。本検討会は、ゾーニングマップ作成等に当たり、客観的な見地に基づき、有識者等から専門的な立場からの意見を聴く場として設置されたものである。

これまでの検討実施状況の概要を表1に示す。

表1 これまでの検討会実施状況

回次	主な検討・報告内容	
第1回 H31. 2. 19	(1) 和歌山県洋上風力発電に係るゾーニング検討会の設置 (2) プレゼンテーション・説明 ① 「風力発電の国内外の最新動向と日本の採るべき方向性」 ② 「洋上風力発電に係る国の政策動向について」 (3) ゾーニングの事業計画及び検討の進め方について (4) ゾーニングを行う上で必要となる項目の選定と収集する情報について	実施方針
第2回 H31. 3. 4	(1) 第1回検討会の意見及び本日の議論の進め方について (2) 一次ゾーニングマップ（案）について (3) 二次ゾーニングマップの作成手法について ① 先進自治体の事例について ② 景観への影響調査について ③ その他追加すべき調査について	ゾーニングマップ（案）
第3回 R1. 10. 10	(1) 昨年度の振り返り、ゾーニングマップ作成方針の一部変更について (2) 二次ゾーニングマップの作成手法及び結果概要について ・ 有識者、関係機関等へのヒアリング結果 ・ 景観調査、フォトモンタージュ作成 ・ ゾーニングに用いた情報等、ゾーニングマップ作成手順及びエリア設定の考え方 ・ ゾーニング報告書使用時の留意事項 ・ ゾーニング報告書（案）	主に環境保全に関する整理
第4回 R2. 3. 12	(1) 第3回検討会での意見及びその対応について ・ 騒音の離隔距離について (2) ゾーニング報告書（公表版）（案）について ・ パブリックコメントの意見とその対応について ・ 景観の眺望範囲について ・ その他 (3) 今年度の鳥類調査結果について（概要） (4) 県民フォーラム開催概要	主に環境保全に関する整理

2. 令和2年度 調査・検討内容

令和2年度の調査・検討内容は、以下を予定している。

表 2 令和2年度 調査・検討内容

調査・検討項目	概要（視点）
2.1 既存情報の収集・整理	ゾーニングマップの作成にあたり、既に収集・整理した既存情報について、更新が必要なものを再度収集・整理する。 ⇒ 最新の情報に更新
2.2 鳥類調査	事業の可能性が最も高いエリア（調整エリア）や渡りルートとして保全推奨エリアでの情報が乏しい。 ⇒ 現地調査による鳥類情報の補完
2.3 ヒアリングの実施	社会的調整が必要な事項を中心に関係機関にヒアリングを実施。 ⇒ 漁業等の水産資源、海上交通、地域経済関係者等の意見・情報の把握

反映

ゾーニングマップ（案）の作成

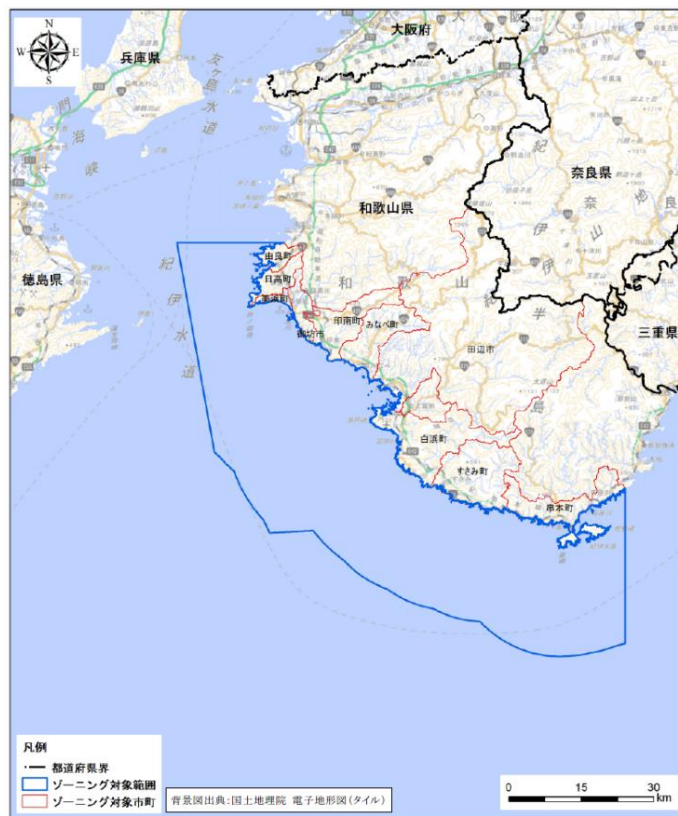


図 1 ゾーニング対象範囲

2.1 既存情報の収集・整理

「和歌山県洋上風力発電に係るゾーニングマップ及びゾーニング報告書作成等業務で使用する既存情報収集・整理一覧（表 4）」に記載のある項目について、既に収集、整理した情報を点検する。その結果、更新が必要なものについては、再度収集・整理し、最新の情報を反映する。地理解析等に用いる地図情報については、GIS データも作成する。

表 3 既存情報の収集・整理の手順

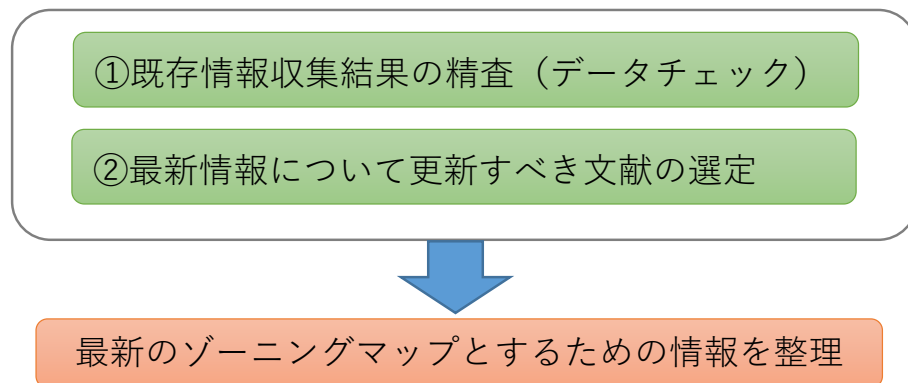


表 4 (1) 既存情報の収集・整理一覧

No	分類 1	分類 2	レイヤー名	エリア設定の考え方	法令等に基づく設定根拠	年次	出典・確認情報	更新予定
1	環境保全に係る情報（生活環境等）のレイヤー	騒音等	学校	保全推奨エリア	海岸に予測地点を仮設定し、そこでの予測値（風車からの寄与騒音+残留騒音）が40dB※になる風車までの距離をゾーニングマップにおける海岸からの離岸距離とし、その内側を保全推奨エリアとした。 ※「風力発電施設から発生する騒音等への対応について（平成28年11月、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）」で示される指針値「残留騒音+5dB」を参考とし、残留騒音は特に静穏を要する地域や地域における保存すべき音環境がある場合に設定される35dBを用いた。 【留意事項】環境省による「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」においては、陸域の環境騒音に風力発電施設の騒音加わった場合に、その増加分を5dB以内に抑えることが適当であるとされている。事業計画に際しては、卓越風向、海岸線の向き、風車の配置、パワーレベル、環境騒音等は地域によって異なるため、エリアの範囲に関わらず、指針に照らして十分な調整・検討が必要である。	2013	国土数値情報 学校データ	○
2			病院			2014	国土数値情報 医療機関データ	○
3			福祉施設			2015	国土数値情報 福祉施設データ	○
4			図書館			2013	国土数値情報 文化施設データ	○
5			建物（住居）			2014	基盤地図情報 「基本項目」	-
6			居住区域			-	※「5 建物（住居）」と同じ	-
7			用途地域			2011	国土数値情報 用途地域データ	○
8			騒音及び風車の影に係る離隔距離			-	騒音予測結果より設定	-
9		風車の影	学校	保全推奨エリア	風車の影は、「洋上風力発電所等に係る環境影響評価の基本的な考え方に関する検討会報告書（平成28年3月、洋上風力発電所等に係る環境影響評価の基本的な考え方に関する検討会）」においてロータ径の10倍以上離れていれば影響がほとんど及ばないとされている。本ゾーニングでは風車規模を9.5MW（ロータ径164m）とし、ロータ径の10倍となり海岸からの離隔距離を設定し、その内側を保全推奨エリアとした。 なお、風車の影に係る離隔距離は、上記の騒音に係る離隔距離の範囲内に収まるため、騒音及び風車の影に係る離隔距離として整理した。	-	※「1 学校」と同じ	-
10			病院			-	※「2 病院」と同じ	-
11			福祉施設			-	※「3 福祉施設」と同じ	-
12			図書館			-	※「4 図書館」と同じ	-
13			建物（住居）			-	※「5 建物（住居）」と同じ	-
14			居住区域			-	※「5 建物（住居）」と同じ	-
15			用途地域			-	※「6 用途地域」と同じ	-
16			騒音及び風車の影に係る離隔距離			-	ロータ径×10として設定（「洋上風力発電所等に係る環境影響評価の基本的な考え方に関する検討会報告書（平成28年3月、洋上風力発電所等に係る環境影響評価の基本的な考え方に関する検討会）」を参照）	-

表 4 (2) 既存情報の収集・整理一覧

No	分類 1	分類 2	レイヤー名	エリア設定の考え方	法令等に基づく設定根拠	年次	出典・確認情報	更新予定
17	環境保全に係る情報（生活環境等）のレイヤー	重要な地形及び地質	日本の地形レッドデータ	保全推奨エリア	法令等はないが、貴重な地形・地質が破壊される可能性があるため、保全推奨エリアとした。	2002	日本の地形レッドデータブック第1集・第2集/EADAS	-
18			日本ジオパーク、世界ジオパーク	保全推奨エリア	法令等はないが、地球（ジオ）を学び、丸ごと楽しむことができる場所として認定された地域であり、著しい環境の改変につながるような行為を控える必要があるため、保全推奨エリアとした。	2018	南紀熊野ジオパークHP/EADAS	-
19			地方公共団体の重要な地形・地質	保全推奨エリア	法令等はないが、貴重な地形・地質が破壊される可能性があるため、保全推奨エリアとした。	2018	和歌山県レッドデータブック、レッドリスト/EADAS	-
20	環境保全に係る情報（生物の多様性、自然環境、自然との触れ合い）のレイヤー	動物	イヌワシ・クマタカ 2次メッシュ情報	エリア設定なし（参考情報とする）	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	2015	鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き/EADAS	-
21			オオワシ・オジロワシ 2次メッシュ情報	エリア設定なし（参考情報とする）	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	2015	鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き	-
22			渡りをするタカ類集結地 2次メッシュ情報	エリア設定なし（参考情報とする）	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	2015	鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き/EADAS	-
23			鳥類の渡りルート	保全推奨エリア	法令等はないが、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（2011, 環境省）等で、風力発電施設の設置にあたって、鳥類、特にオジロワシ、オオワシ等の希少な海ワシ類が風力発電施設のブレードに衝突し死亡する事故（バードストライク）が問題となっており、バードストライクの効果的な防止策について検討を行っている。そうした観点から渡りルートとその周辺を保全推奨エリアとした。	2016	センシティブティマップ/EADAS	-
24			鳥類の渡りルート（ヒアリング結果）	保全推奨エリア	法令等はないが、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（2011, 環境省）等で、風力発電施設の設置にあたって、鳥類、特にオジロワシ、オオワシ等の希少な海ワシ類が風力発電施設のブレードに衝突し死亡する事故（バードストライク）が問題となっており、バードストライクの効果的な防止策について検討を行っている。そうした観点から渡りルートとその周辺を保全推奨エリアとした。	2019	ヒアリング結果を参考に設定	-
25			重要種の分布	エリア設定なし（参考情報とする）	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	2016	センシティブティマップ/EADAS	-
26	ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地 2次メッシュ情報	エリア設定なし（参考情報とする）	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	2015	鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き/EADAS	-		

※灰色セル：これまでの検討の結果、レイヤーに含めないものを示す。

表 4 (3) 既存情報の収集・整理一覧

No	分類 1	分類 2	レイヤー名	エリア設定の考え方	法令等に基づく設定根拠	年次	出典・確認情報	更新予定
27	環境保全に係る情報（生物の多様性、自然環境、自然との触れ合い）のレイヤー	動物	ナベヅル飛来地	保全推奨エリア	法令等はないが、希少猛禽類以外の鳥類、コウモリ類も、希少猛禽類と同様にバードストライク等の飛翔阻害が懸念されるため、保全を検討すべきエリアとの理解から保全推奨エリアとした。	2019	近畿環境事務所提供資料「ナベヅル飛来状況調査（2019/2/8）」	-
28			シギ・チドリ類モニタリングサイト1000	保全推奨エリア		2017	シギ・チドリ類モニタリングサイト1000	-
29			海鳥繁殖地	保全推奨エリア		1978	海鳥コロニーデータベース	-
30			鳥を指標とした重要生息環境（IBA）	保全推奨エリア		2018	日本野鳥の会ホームページ	-
31			日本の「東アジア・オーストラリア地域渡り性水鳥重要生息地ネットワーク（EAAFP）」参加地	保全推奨エリア		2015	EAAFP 参加地の位置区域情報（環境省1512）／環境省プレス160506	-
32			コクガンの行動圏に関する情報	保全推奨エリア		2016	Satellite-Tracking of the Sping Migration and Habitat Use of the Brent Goose Branta bernicla in Japan (Tetsuo Shimada, et al, 2016, Ornithol Science 15:37-45)	-
33			コウモリ洞分布	保全推奨エリア		1994	日本のコウモリ洞総覧（澤田勇, 自然誌研究雑誌, 第2/3/4号別刷, pp. 53-80, 1994）／EADAS	-
34			コウモリ分布	保全推奨エリア		2016	コウモリ類関連の各種学会誌ほか／EADAS	○
35			海棲生哺乳類確認情報	保全推奨エリア		2016	海棲生哺乳類ストランディングデータベース	-
36			ウミガメ産卵地	保全推奨エリア		2010	NPO法人日本ウミガメ協議会／海洋台帳	-

※灰色セル：これまでの検討の結果、レイヤーに含めないものを示す。

表 4 (4) 既存情報の収集・整理一覧

No	分類 1	分類 2	レイヤー名	エリア設定の考え方	法令等に基づく設定根拠	年次	出典・確認情報	更新予定
37	環境保全に係る情報（生物の多様性、自然環境、自然との触れ合い）のレイヤー	動物	絶滅危惧種（動物）の分布情報	エリア設定なし（参考情報とする）	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	2019.8 確認	環境省レッドリスト／環境省生物多様性センターHP いきものログ	-
38			その他の動植物分布情報	エリア設定なし（参考情報とする）	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	2019.8 確認	環境省生物多様性センターHP いきものログ	-
39		植物	植生自然度図	保全推奨エリア（植生自然度9, 10のみ）	法令等はないが、保全上重要なエリアであるとされているため、保全推奨エリアとした。	1998	環境省生物多様性センターWebGISデータ	-
40			特定植物群落	保全推奨エリア		1998	環境省生物多様性センターWebGISデータ	-
41			絶滅危惧種（植物）の分布情報	エリア設定なし（参考情報とする）	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	2019.8 確認	環境省レッドリスト／環境省生物多様性センターHP いきものログ	-
42			重要里地里山	保全推奨エリア	法令等はないが、生物多様性保全上重要な里地里山として環境省でも紹介しており、また、保全活動を行う地域の団体が存在している可能性があり、その団体等と調整を行った上でエリア設定することが望ましいことから、保全推奨エリアとした。	2015	環境省HP 生物多様性保全上重要な里地里山	-
43			重要湿地	保全推奨エリア	法令等はないが、生物多様性の観点から重要度の高い場所として環境省でも紹介されており、また、土地改変に対して脆弱であることから保全推奨エリアとした。	2015	環境省生物多様性センターWebGISデータ／環境省生物多様性の観点から重要度の高い湿地HP	-
44			生物多様性のための重要地（KBA）	保全推奨エリア		2011	コンサベーション・インターナショナル・ジャパンHP KBA日本地図ダウンロードページ	-
45			干潟	保全推奨エリア		2013	環境省生物多様性センターWebGISデータ	-
46			藻場	保全推奨エリア		2013	環境省生物多様性センターWebGISデータ	-
47			サンゴ礁	保全推奨エリア		2013	環境省生物多様性センターWebGISデータ	-
48			重要海域（沖合表層域、沖合海底域）	エリア設定なし（参考情報とする）		沖合表層域、沖合海底域は重要海域（沿岸域）に比べて情報の精度がそれほど高くないこと、風車建設による直接改変の影響が沿岸域に比べて小さいと推測されることから、参考情報扱いとし、エリア設定なしとした。	2014	環境省生物多様性の観点から重要度の高い海域HP
49			重要海域（沿岸域）	保全推奨エリア	法令等はないが、生物多様性の観点からの重要度の高い海域（沿岸域）には、脆弱な環境である重要湿地や干潟・藻場・サンゴ礁などが含まれており、保全推奨エリアとした。	2014	環境省生物多様性の観点から重要度の高い海域HP	-

表 4 (5) 既存情報の収集・整理一覧

No	分類 1	分類 2	レイヤー名	エリア設定の考え方	法令等に基づく設定根拠	年次	出典・確認情報	更新予定
50	環境保全に係る情報（生物の多様性、自然環境、自然との触れ合い）のレイヤー	景観	景観資源	保全推奨エリア	法令等はないが、地域の景観資源保全の観点から保全推奨エリアとした。	2012	国土数値情報 地域資源データ	-
51			景観の主な眺望点	保全推奨エリア	法令等はないが、地域の景観資源保全の観点から保全推奨エリアとした。	2019. 8 確認	①和歌山県HP 和歌山県景観ガイドライン ¹ 熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域 ² ②和歌山県の朝日・夕陽100選（和歌山県観光連盟）／街道マップ（和歌山県観光連盟）／市町ヒアリング等	-
52			和歌山県景観計画で定める熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域内の眺望点からの景観	エリア設定なし（別途、世界遺産等の景観に影響があると考えられる範囲として整理）	「和歌山県景観計画で定める熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域内の眺望点からの景観」は、特定景観形成地域が和歌山県景観計画において、世界遺産周辺等の良好な景観の形成を図る上で特に重要な地域とされており、世界遺産の顕著な普遍的価値が受ける影響や、熊野古道の景観、世界遺産を結ぶ歩行者動線の景観、熊野古道から望む景観が洋上風力発電事業によって受ける影響について、特に配慮が必要であるため、垂直見込角による範囲の設定を行わないこととした。	2019	景観調査結果より	-
53			その他の眺望点からの景観	保全推奨エリア（その他の眺望点からの眺望範囲）	洋上風力発電施設の設置による眺望への支障の可能性がある。したがって、国立公園・県立自然公園内の眺望点は「景観対策ガイドライン（案）（1981、UAV送電特別委員会環境部会立地分科会）」を参考に垂直見込角1°（景観的にはほとんど気にならない程度）まで、国立公園・県立自然公園以外の眺望点は垂直見込角1.5°（シルエットになっている場合には景観的に気になり出す、シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合にはほとんど気にならない程度）までの範囲を保全推奨エリアとした。	2019	景観調査結果より	-
54		自然との触れ合いの活動の場	長距離自然歩道	保全推奨エリア	法令等はないが、自然を活用した場として既に存在していることから、洋上風力発電施設が立地することで、本来の利用を阻害する可能性がある。従って、保全推奨エリアとした。	2010	和歌山県HP 近畿自然歩道／環境省HP NATS 自然大好きクラブ	-
55			海水浴場	保全推奨エリア	法令等はないが、自然を活用した場として既に存在していることから、洋上風力発電施設が立地することで、本来の利用を阻害する可能性がある。従って、保全推奨エリアとした。	2016	インターネット地図／EADAS	-
56			潮干狩り場	保全推奨エリア	法令等はないが、自然を活用した場として既に存在していることから、洋上風力発電施設が立地することで、本来の利用を阻害する可能性がある。従って、保全推奨エリアとした。	2016	自治体Webサイト／観光案内Webサイト／EADAS	-
57	観光資源		保全推奨エリア	法令等はないが、自然を活用した場として既に存在していることから、洋上風力発電施設が立地することで、本来の利用を阻害する可能性がある。従って、保全推奨エリアとした。	2014	国土数値情報 観光資源データ	-	

※灰色セル：これまでの検討の結果、レイヤーに含めないものを示す。

表 4 (6) 既存情報の収集・整理一覧

No	分類 1	分類 2	レイヤー名	エリア設定の考え方	法令等に基づく設定根拠	年次	出典・確認情報	更新予定
58	環境保全等の法令等により指定された保護地域のレイヤー	自然公園	国立公園	保全エリア	国立公園、国定公園内の開発行為は自然公園法施行規則等により、地域地種区別に許可基準が定められており、洋上風力発電施設の設置にあたって、大きな制約があるほか、要届出行為となる普通地域においても自然風景の保護に著しい支障を及ぼす可能性が高いと考えられることから、国立公園、国定公園内のすべての地域を保全エリアとした。	2018	環境省生物多様性センターWebGISデータ	-
59			国定公園	保全エリア	同上	2010	国土数値情報 自然公園地域データ	-
60			県立自然公園	保全エリア	県立自然公園内の開発行為は、和歌山県立自然公園条例施行規則により、地域地種区別に許可基準が定められており、洋上風力発電施設の設置にあたって、大きな制約があるほか、要届出行為となる普通地域においても自然風景の保護に著しい支障を及ぼす可能性が高いと考えられることから、県立自然公園のすべての地域を保全エリアとした。	2010	国土数値情報 自然公園地域データ ※和歌山県HP 和歌山県の自然公園	○
61		自然環境保全地域	原生自然環境保全地域（国指定）	保全エリア	自然環境保全法により、開発行為は、学術研究その他公益上の理由により特に必要と認められて環境大臣の許可を受けた場合、非常災害への応急措置として行う場合以外は、原則として行うことができないとあるため、保全エリアとした。	2015	国土数値情報 自然保全地域データ	-
62			自然環境保全地域（国指定）	保全推奨エリア	自然環境保全法により、開発行為を行う場合には、申請もしくは届出が必要である旨、記載があるため、原生自然環境保全地域と異なり、利用される可能性があるため、保全推奨エリアとした。	2015	国土数値情報 自然保全地域データ	-
63			自然環境保全地域（県指定）	保全推奨エリア	同上	2015	和歌山県HP 和歌山県自然環境保全地域/EADAS	-
64		生息地等保護区	生息地等保護区	エリア設定なし（参考情報とする）	種の保存法により、国内希少野生動植物種の生息・生育地を保護している場所では、各種の開発行為が規制されており、開発行為を行う際は環境大臣の許可又は届出が必要である。ただし、メッシュサイズが大きいこと、当該地域には生息地等保護区はないことから、エリア設定なしとした。	2018	環境省HP 生息地等保護区一覧	-
65		鳥獣保護区	鳥獣保護区（特別保護地区）	保全エリア	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律において、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区としており、鳥獣保護の観点から保全エリアとした。	2015	環境省生物多様性センターWebGISデータ（国指定鳥獣保護区のみ） ／国土数値情報 鳥獣保護区データ	○
66			鳥獣保護区	保全推奨エリア	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により、鳥獣の保護を図るため、必要があると認められた地域であるが、必ずしも立地ができないと明記されているわけではないため、保全推奨エリアとした。	2015	環境省生物多様性センターWebGISデータ（国指定鳥獣保護区のみ） ／国土数値情報 鳥獣保護区データ	○

※灰色セル：これまでの検討の結果、レイヤーに含めないものを示す。

表 4 (7) 既存情報の収集・整理一覧

No	分類 1	分類 2	レイヤー名	エリア設定の 考え方	法令等に基づく設定根拠	年次	出典・確認情報	更新予定
67	環境保全等の 法令等により 指定された保 護地域のレイ ヤー	世界遺産	世界遺産地域 及び緩衝地帯	保全エリア	世界遺産条約履行のための作業指針で、世界遺産資産は、生物学的、文化的に持続可能な様々な利用と両立し得るが、持続可能な利用が資産の顕著な普遍的価値や完全性、真正性を損なうことがないように努めなければならないとされており、慎重に取り扱う必要があるため、保全エリアとした。	2016	国土数値情報 世界文化遺産データ／文化庁HP 文化遺産オンライン 紀伊山地の霊場と参詣道	-
68			世界遺産暫定 一覧表記載遺 産等の候補地	保全エリア		2019	文化庁HP 我が国の暫定一覧表記載文化遺産	-
69			追加登録候補 地	保全エリア		-	-	-
70		生物圏保 存地域 (ユネス コエコ パーク)	核心地域	保全エリア	法令等はないが、厳格に保護することが明記されているため、保全エリアとした。	2018	文部科学省HP 生物圏保存地域	-
71			緩衝地域	保全推奨エリア	法令等はないが、生態系の保全と持続可能な利活用の調和が図られるための地域であるため、保全推奨エリアとした。	2018	文部科学省HP 生物圏保存地域	-
72			移行地域	保全推奨エリア		2018	文部科学省HP 生物圏保存地域	-
73		ラムサール 条約湿地	ラムサール条 約湿地	保全エリア	法令に基づくものはないが、日本では、ラムサール条約の登録基準の一つに「他の法令（自然公園法や鳥獣保護法）で保全が図られていること」となっており、必然的に保全されるべきものであるため、保全エリアとした。	2018	環境省生物多様性センターWebGIS データ／環境省重要湿地HP/ EADAS	-
74		国土保全 等の観点 からの指 定地域等	海岸保全区域	保全推奨エリア	導入が想定される風車を設定した上で、「海岸保全区域等における風力発電施設設置許可に関する運用指針」等に照らし、海岸の保全に著しい支障を及ぼす恐れがないことを確認する必要があるため、保全推奨エリアとした。	2019	熊野灘沿岸海岸保全基本計画【第3編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項－和歌山県】変更（平成29年11月一部変更、和歌山県）／紀州灘沿岸海岸保全基本計画（平成31年4月一部変更、和歌山県）※海岸の範囲（エリア）はロータ径×2として設定	-
75			低潮線保全区域	保全推奨エリア	排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律があるが、開発制限について明記されていないので、保全推奨エリアとした。	2011	首相官邸HP 地理院地図における低潮線保全区域の表示	-
76		景観等関 連	特定景観形成 地域	保全エリア	和歌山県景観計画において、世界遺産周辺等の良好な景観の形成を図る上で特に重要な地域とされており、保全エリアとした。	2018	国土数値情報 景観計画区域データ（景観重点地区）／和歌山県HP 和歌山県景観計画画- 特定景観形	-
77	景観重要建造 物		保全エリア	景観法では、景観重要建造物の増改築等や景観重要樹木の伐採等の現状変更に対して規制しており、地域の良好な景観の形成に特に重要な役割を担っている景観資源であることから、保全エリアとした。	2018	国土交通省HP 景観法の施行状況 ／和歌山県文化財センター年報 2018	-	
78	景観重要樹木		保全エリア	2018	国土交通省HP 景観法の施行状況	-		

※灰色セル：これまでの検討の結果、レイヤーに含めないものを示す。

表 4 (8) 既存情報の収集・整理一覧

No	分類 1	分類 2	レイヤー名	エリア設定の考え方	法令等に基づく設定根拠	年次	出典・確認情報	更新予定	
79	環境保全等の法令等により指定された保護地域のレイヤー	景観等関連	景観地区	保全推奨エリア	景観法および都市計画法に基づき、良好な景観形成を図るために指定された地区であり、建築物の形態意匠の制限他、高さ制限等の設定基準を設けることができる地区であることから、保全推奨エリアとした。	2018	国土交通省HP 景観法の施行状況／和歌山県HP 都市計画関係	-	
80			準景観地区	保全推奨エリア		2018	国土交通省HP 景観法の施行状況／和歌山県HP 都市計画関係	-	
81			風致地区	保全エリア	都市計画法に基づき、都市の風致を維持するために指定された地区である。区域内で工作物の新築等を行う場合は、許可が必要となっていることから、保全エリアとした。	2017	国土交通省HP 都市緑地データベース／和歌山県HP 都市計画関係／白浜都市計画・準都市計画総括図	-	
82			緑地保全地域	保全推奨エリア	都市緑地法に基づき、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、周辺の土地利用との調和を図りながら保全する地域である。区域内で建築物その他工作物の新築等を行う場合は、届出が必要であることから、保全推奨エリアとした。	2016	国土交通省HP 都市緑地データベース／和歌山県HP 都市計画関係	-	
83			歴史的風土保存区域及び特別保存地域	保全エリア	古都における歴史的風土との保全に関する特別措置法に基づき、指定された地区である。区域内で工作物の新築等を行う場合は許可が必要であることから、保全エリアとした。	2017	国土交通省HP 都市緑地データベース	-	
84			重要な文化的景観	保全エリア	文化財保護法により、地域特有の景観の保護のため選定されるものである。慎重な取扱いが必要となるため、保全エリアとした。	2019	文化庁HP 文化的景観	-	
85			文化財	国指定文化財等	保全エリア	文化財保護法により、指定された文化財の現状変更だけでなく、文化財の保存に影響を及ぼす行為についても許可が必要となっており、指定された区域外においても保全の対象となっている場合がある。慎重な取扱いが必要となるため、保全エリアとした。	2019	文化庁HP 国指定文化財等データベース	-
86				選定文化財	保全エリア		2019	文化庁HP 国指定文化財等データベース	-
87				都道府県・市町村指定文化財等	保全エリア		2014	国土数値情報 都道府県指定文化財データ／対象市町HP	-
88			自然再生事業の対象となる区域	自然再生事業対象区域	保全推奨エリア	法令等に基づく規制は無いが、再生しようとしている自然環境の立地特性も踏まえ、影響を及ぼさないように調整する必要があるため、保全推奨エリアとした。	2019	環境省HP 自然再生推進法	-
89	その他の条例等による指定区域	その他地方公共団体の条例により指定された保護地域	保全推奨エリア	-	2019. 8 確認	和歌山県及び対象市町HP	-		

※灰色セル：これまでの検討の結果、レイヤーに含めないものを示す。

表 4 (9) 既存情報の収集・整理一覧

No	分類 1	分類 2	レイヤー名	エリア設定の考え方	法令等に基づく設定根拠	年次	出典・確認情報	更新予定
90	社会的調整が必要な地域等のレイヤー	航空法等	制限表面	エリア設定なし	(参考) 航空機が安全に離着陸するために、航空法により設定している区域。制限表面を越える建物等の設置（クレーン作業等一時的なものを含む）は、航空法第49条により原則禁止されている。	2012	和歌山県HP 南紀白浜空港周辺における物件等設置の制限/国土数値情報 空港データ	-
91			航空路監視レーダー	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、航空機の位置を探知し、航空機の誘導及び航空機相互間の間隔設定等レーダーを用いた航空路管制業務に使用されるレーダーであることから、航空路管制業務への影響が懸念される場合には、管理者との調整が必要である。	2015	国土交通省HP 航空路監視レーダー(ARSR)等の配置及び覆域図	-
92			レーダー（自衛隊、在日米軍）	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、航空レーダーサイトに影響がでる可能性があるため、自衛隊等と協議する必要がある。	2016	防衛省 航空自衛隊HP	-
93		電波法	伝搬障害防止区域	エリア設定なし	(参考) 電波法により、伝搬障害防止区域では、風力発電施設等の建築主は伝搬障害の有無等を確認する必要がある。	2019	総務省HP 伝搬障害防止区域図縦覧システム	-
94		気象・海象レーダー等	気象レーダー、波浪観測位置	エリア設定なし	(参考) 気象業務法に基づき、実施されている気象レーダ等観測への影響が懸念される場合には、国土交通省及び気象庁と協議する必要がある。	2017	気象庁HP 気象レーダー、レーダー雨量計情報、波浪観測地点情報/国土交通省HP 全国港湾海洋波浪観測網(NOWPHAS)	-
95			海洋短波レーダ	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、波浪観測への影響が懸念される場合には、管理者との調整が必要である。	2019.8 確認	大阪湾・紀伊水道 海洋短波レーダ表層流況配信システム HP http://www.kouwan.pa.kkr.mlit.go.jp/hf-radar/RealTime/manual/kiki.html	-
96		航路等	法令で定められた航路	エリア設定なし	(参考) 港則法や海上交通安全法により船舶および人命の安全を守る観点から、利用が制限されている。港則法の指定航路は原則航路への工作物の設置や占用は禁止、海上交通安全法の指定航路は航路及びその周辺の海域での工事等に際し、海上保安庁長官の許可が必要。港湾法の指定航路は工作物（海底ケーブル等）の設置等を行う場合、占用許可が必要となる。	1984	国土数値情報（旧 統一フォーマット(SHP・GML)）航路データ	-
97			主な定期航路	エリア設定なし	(参考) 海上運送法に基づき許可を受けた航路。定期航路への影響が懸念される場合は、一般旅客定期航路事業等の関係者と協議が必要である。	2019.12	宮崎カーフェリー（株）、（株）フェリーさんふらわ、オーシャントランス（株）及び阿南市ヒアリング結果をもとに作成	-

※灰色セル：これまでの検討の結果、レイヤーに含めないものを示す。

表 4 (10) 既存情報の収集・整理一覧

No	分類 1	分類 2	レイヤー名	エリア設定の考え方	法令等に基づく設定根拠	年次	出典・確認情報	更新予定
98	社会的調整が必要な地域等のレイヤー	航路等	衝突海難情報	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、過去に衝突海難が発生した地域であり、留意が必要である。	2018	運輸安全委員会HP 船舶事故ハザードマップ https://jtsb.mlit.go.jp/hazardmap/	○
99			緊急確保航路	エリア設定なし	(参考) 非常災害時における船舶の交通を確保するため、東京湾、伊勢湾、大阪湾において緊急確保航路の区域を定めたもので、工作物(海底ケーブル等)の設置等を行う場合は、占用許可が必要となる。	2016	国土交通省近畿地方整備局HP 平成28年7月1日Press Release http://www.pa.kkr.mlit.go.jp/pdf/press/H_28d/160701.pdf	-
100			分離通航路	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、分離通行路への影響が懸念される場合は、関係者との協議が必要である。	2002	日本船長協会HP 改定分離通航方式 https://captain.or.jp/wp-content/uploads/jca/m08/	-
101			船舶交通量	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、通行船舶への影響が懸念される場合は、海上保安庁や海運事業者団体、漁業協同組合等の関係者と協議が必要である。	2014	海上保安庁提供資料	-
102		防衛関係施設等	自衛隊施設	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、影響が懸念される場合は、各地の自衛隊と調整が必要である。	2019.8確認	陸上自衛隊HP 駐屯地・組織／航空自衛隊HP 基地／海上自衛隊HP 阪神基地隊	-
103		在日米軍施設・区域	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、影響が懸念される場合は、防衛省等との調整が必要である。	2019	防衛省・自衛隊HP 在日米軍施設・区域の状況	-	
104		海上保安庁利用海域	射撃訓練海域	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、影響が懸念される場合は、海域を利用している海上保安庁と調整が必要である。	2019.8確認	海上自衛隊射撃訓練等区域／第五間区海上保安本部海洋情報部HP その他の射撃訓練等海域	-
105		港湾区域等	港湾	エリア設定なし	(参考) 港湾法に基づき、その機能ごとに国際戦略港湾、重要港湾、地方港湾に区分される。	2014	国土数値情報 港湾データ	-
106			港湾区域	エリア設定なし	(参考) 港湾法に基づき、同意又は届出があった港湾を管理運営するために必要最小限度の区域。港湾区域内の水域の占用等に当たっては、許可が必要となる。	2014 2019.8確認	国土数値情報 港湾データ／和歌山県HP 和歌山県の港湾	-
107			港湾隣接地域	エリア設定なし	(参考) 港湾法に基づき、港湾区域及び港湾区域に隣接する地域の保全を目的とした区域。港湾区域及び港湾隣接地域内の水域もしくは公共空地の占用等に当たっては、許可が必要となる。	-	和歌山県の地理情報システム	○

※灰色セル：これまでの検討の結果、レイヤーに含めないものを示す。

表 4 (11) 既存情報の収集・整理一覧

No	分類 1	分類 2	レイヤー名	エリア設定の考え方	法令等に基づく設定根拠	年次	出典・確認情報	更新予定
108	社会的調整が必要な地域等のレイヤー	港湾区域等	港則法適用港	エリア設定なし	(参考) 港内での船舶交通の安全及び港内の整頓のため、港則法で指定されるもの。特定港において工事又は作業をしようとする者は、地方海上保安部長の許可が必要となる。	2014	国土数値情報 港湾データ	-
109			港則法びょう地	エリア設定なし	(参考) 国土交通省令の定める船舶が特定港内に停泊しようとするときは、港長からびょう地の指定を受けなければならない。	2017	海洋台帳	-
110			港則法区域	エリア設定なし	(参考) 港則法の特定港の区域。特定港で工事又は作業をしようとする者は、地方海上保安部長の許可が必要となる。	2014	国土数値情報 港湾データ	-
111			錨泊地(由良ドック)	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、利用船舶への影響が懸念される場合には、錨泊地利用者との調整が必要である。	2019	MES-KHI由良ドック(株)ヒアリング結果	-
112		漁港区域	漁港区域	エリア設定なし	(参考) 漁港漁場整備法に基づく区域指定を受けた範囲であり、漁港区域における占用、工作物の設置等に関しては、漁港管理者(県または市町)の許可が必要となる。	2006	国土数値情報 漁港データ	-
113		一般海域	一般海域	エリア設定なし	(参考) 国有財産法、「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説(平成30年3月版)」、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律などを考慮の上、近隣の地方自治体との調整を行うことが必要である。	-	-	-
114		漁場等	漁業権設定区域	エリア設定なし	(参考)一定の水域において、排他的に一定の漁業を営む権利であり、漁業法に基づき設定される。地域の漁業協同組合等をはじめとする関係者との協議が必要である。	2018	平成25年5月31日付け和歌山県報号外(別冊)／平成30年5月11日付け和歌山県報号外(別冊)／海洋台帳	-
115			水産資源保護水面	エリア設定なし	(参考) 水産資源保護法により、産卵、稚魚の成育、水産動植物の種苗の発生のため、保護が必要な水面を指定したもの。水産資源保護水面における工事に関しては許可が必要となる。	2005	和歌山県漁業調整規則／和歌山県内水面漁業調整規則	-
116			魚礁	エリア設定なし	(参考) 人工魚礁は水産資源の保護や漁業振興のために設置される。法令等はないが、魚礁への影響が懸念される場合は、魚礁設置者等との協議が必要である。	2014 2019	①海洋台帳 ②和歌山県HP 浮魚礁データ公開	-
117		河川	河川	エリア設定なし	(参考) 河川法で指定された河川区域内における占用、工作物の設置等に関しては、河川管理者の許可が必要となる。	2019	国土地理院 数値地図(国土基本情報)	-

※灰色セル：これまでの検討の結果、レイヤーに含めないものを示す。

表 4 (12) 既存情報の収集・整理一覧

No	分類 1	分類 2	レイヤー名	エリア設定の考え方	法令等に基づく設定根拠	年次	出典・確認情報	更新予定
118	社会的調整が必要な地域等のレイヤー	ケーブル類	JAMSTEC DONET	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、DONET(地震・津波観測監視システム)への影響が懸念される場合はDONETの運用管理者等との協議が必要である。	2016	JAMSTEC HP DONET1,2の位置図 http://www.jamstec.go.jp/donet/j/donet/donet2.html	-
119			その他の海底ケーブル	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、海底ケーブルへの影響が懸念される場合は、海底ケーブルの管理者との協議が必要である。	2014	海洋台帳	-
120		その他の利用海域	瀬戸臨海実験所調査地点	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、調査への影響が懸念される場合には、調査実施者との調整が必要である。	2019	瀬戸臨海実験所提供資料	-
121	事業性に係る情報のレイヤー	風況	平均風速	エリア設定なし	-	2018	NeoWins(洋上風況マップ)	-
122			風向	エリア設定なし		2018	NeoWins(洋上風況マップ)	-
123		地形等	水深	エリア設定なし		2012	日本海洋データセンター(JODC)	-
124			傾斜	エリア設定なし		2012	日本海洋データセンター(JODC)	-
125			海底地形	エリア設定なし		1976	地質調査総合センターHP 海洋地質図一覧	-
126			海底地質	エリア設定なし		1983	地質調査総合センターHP 海洋地質図一覧	-
127		送電線	エリア設定なし	2019		国土地理院 数値地図(国土基本情報) / 関西電力HP 流通設備建設計画・系統連系制約等について	-	
128	インフラ	発電所・変電所等	エリア設定なし	2019	水力・火力発電所・変電所・開閉所: 国土地理院 数値地図(国土基本情報) / 国土数値情報 発電施設データ(2013整備) / 関西電力HP 水力発電所一覧 太陽光・バイオマス: 資源エネルギー庁 固定価格買取制度 事業計画認定情報 公表用ウェブサイト(2019年4月30日時点)	-		

表 4 (13) 既存情報の収集・整理一覧

No	分類 1	分類 2	レイヤー名	エリア設定の 考え方	法令等に基づく設定根拠	年次	出典・確認情報	更新予定
129	事業性に係る 情報のレイ ヤー	インフラ	港湾	エリア設定なし	-	-	※「105 港湾」と同じ	-
130			既設の風力発電所	エリア設定なし		2013 2018	国土数値情報 発電施設データ NEDO HP 新エネルギー部「日本における風力発電設備・導入実績」/EADAS	-
131			計画中の風力発電所	エリア設定なし		2019	風力発電事業に係る環境影響評価 図書/EADAS	-
132		気象等	台風経路	エリア設定なし		2019	気象庁HP 台風経路図	○
133			活断層	エリア設定なし		2019.8 確認	国土地理院HP 活断層図 近畿地域 整備範囲/地震調査研究推進本部 HP 和歌山県の地震活動の特徴 東京大学大気圏研究センター地球 システム研究系海洋科学部門HP 海底活断層の分布調査	-
134			南海トラフ震源域	エリア設定なし		2019.8 確認	地震調査研究推進本部HP 南海トラフで発生する地震	-
135			沖合の津波高	エリア設定なし		2013	「南海トラフの巨大地震」及び 「東海・東南海・南海3連動地震」による津波浸水想定について (平成25年公表、和歌山県)	-

※灰色セル：これまでの検討の結果、レイヤーに含めないものを示す。

2.2 鳥類調査

2.2.1 鳥類調査の目的

鳥類の保全の観点を洋上風力ゾーニングマップに反映するための基礎資料を得ることを目的に、洋上風力調整エリア1及び保全推奨エリアにおいて、1)主に海鳥の生息状況、移動経路を把握するための洋上センサス調査、2)鳥類の渡りルートを把握するための定点調査を実施することとした。

2.2.2 鳥類調査の内容

(1) 洋上センサス調査

調整エリア1とその周辺及び保全推奨エリアに調査測線を設定し、船舶上からルート片側約200m(両側で約400m)を主な観察範囲として目視観察を行い、出現する種類、個体数等を記録した。調査船はルート上を約5ノット程度で航行することとした。観察項目は、種名、個体数、行動、確認位置、飛翔高度及び方向とした。

調査時期は冬季(1~2月)、春季(5~6月)、夏季(8月)、秋季(10月)とした。

(2) 定点調査

調査対象範囲の眺望の良い箇所に定点(5定点)を設定し、目視観察を行った。観察項目は、種名、個体数、行動、確認位置、飛翔高度及び方向とした。調査時間は夜明けから8時間程度とした。

調査時期は冬季(2月)、春季(4月、5月)、秋季(10月上旬)とした。

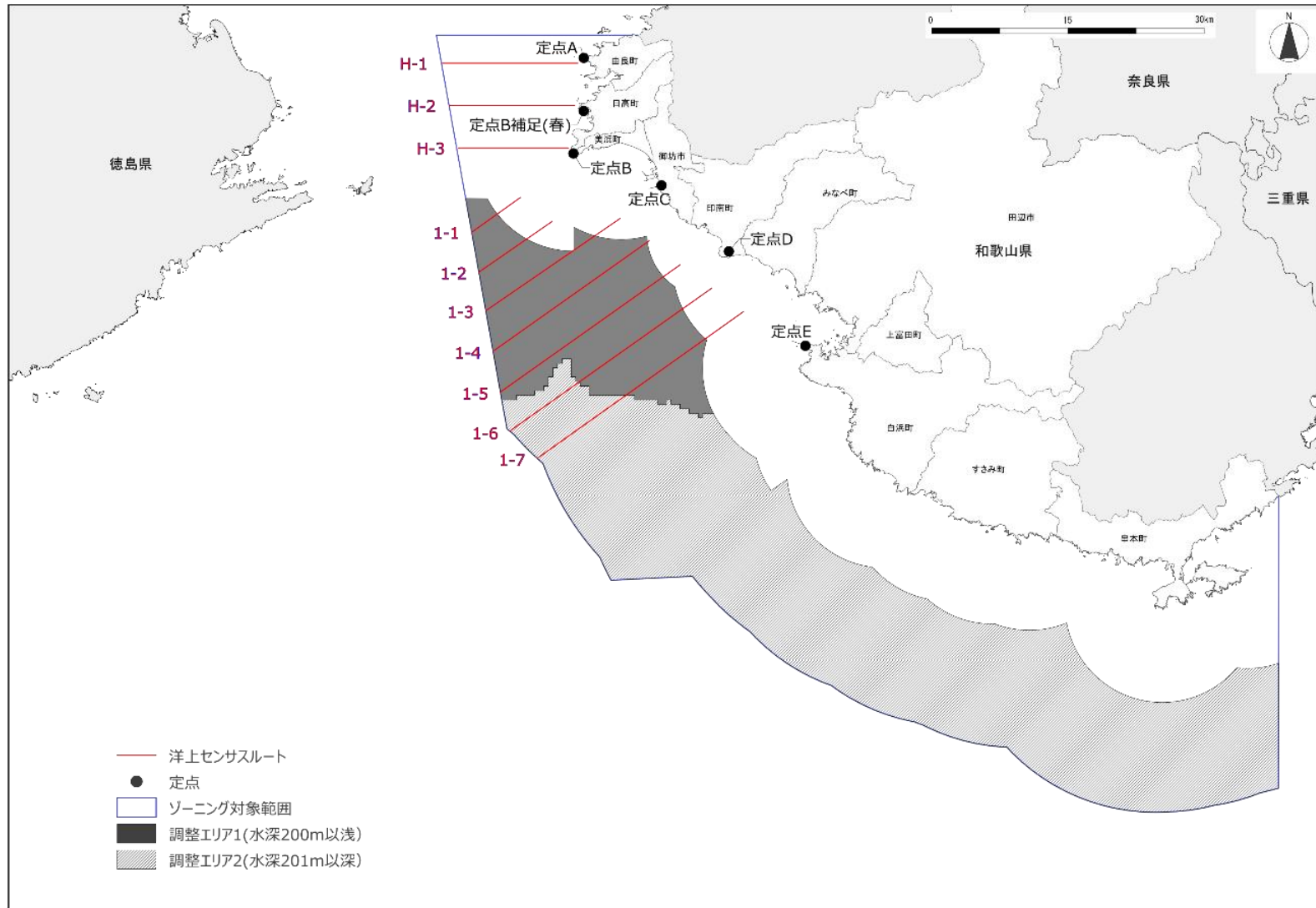


図 2 鳥類調査位置

2.2.3 これまでの鳥類調査結果概要

これまでに冬季、春季の鳥類調査を実施した。

(1) 洋上センサス調査結果

1) 調査実施状況

調査実施日を表 5 に示す。

調査は冬季（1月～2月）、春季（6月）に実施した。今後、夏季（令和2年8月）、秋季（令和2年10月）に実施予定である。

表 5 洋上センサス調査実施日及び実施予定日

時期	実施日及び実施予定日
冬季	令和2年1月22日 2月3日、4日、7日、12日
春季	令和2年6月1日～4日
夏季	令和2年8月（予定）
秋季	令和2年10月（予定）

2) 調査結果概要

洋上センサス調査結果（調査時期、測線別確認個体数）を表 6 に示す。

これまでに実施した洋上センサス調査により、10科14種の鳥類を確認した。冬季には保全推奨エリア内の測線でウミネコ、オオセグロカモメ等のカモメ類、春季には保全推奨エリア内の測線でオオミズナギドリを多く確認した。数は少ないながら、カンムリウミスズメ等のウミスズメ類も確認した。1kmあたりの個体数をみると保全推奨エリア内の測線では冬季は1.1～7.9個体、春季は0.9～3.6個体、調整エリア内の測線では冬季は0.1～9.2個体、春季は0.4～2.9個体となっていた。保全推奨エリア内の測線は調整エリア内の測線より種数・個体数がやや多い傾向がみられた。一方、調整エリアのなかでも1-3～1-5の測線はやや鳥類の種数や個体数が少なくなっていた。



オオミズナギドリ (R2.6.2 撮影)



カンムリウミスズメ (R2.6.2 撮影)

表 6 洋上センサス調査結果

No.	科名	種名	H1		H2		H3		1-1		1-2		1-3		1-4		1-5		1-6		1-7		
			14.9km		13.8km		12.1km		6.6km		9.8km		17.9km		21.0km		24.3km		27.2km		27.9km		
			冬	春	冬	春	冬	春	冬	春	冬	春	冬	春	冬	春	冬	春	冬	春	冬	春	
1	アホウドリ科	アホウドリ					1																
2	ミズナギドリ科	オオミズナギドリ		1		43		15		17		34		6		3		8		31		40	
3		ハシボソミズナギドリ					1		2				2							9		5	
		ミズナギドリ属					1									1				1		9	
4	ウ科	ウミウ		1																			
		ウ類										1											
5	サギ科	ダイサギ														11							
6	シギ科	アカエリヒレアシシギ				2																	
7	カモメ科	ウミネコ	75	9	4	1	4		6		4		10		3				4		8		
8		セグロカモメ	14		3	1	3	1			5		2		9		1		3		37		
9		オオセグロカモメ	2				1															11	
10		アジサシ		2		1															35		
		カモメ類	25		11		3		55		6		4		3		1		1		1		1
11	ウミスズメ科	カンムリウミスズメ																			2		
		ウミスズメ属		1																			
12	ミサゴ科	ミサゴ				1																	
13	タカ科	トビ	2		5	1	2											1					
14	ツバメ科	ツバメ																			1		
計	10科	14種	4種	4種	3種	7種	4種	4種	1種	2種	2種	1種	2種	2種	2種	2種	1種	2種	2種	5種	3種	2種	
		個体数合計	118	14	23	50	13	19	61	19	15	34	17	8	15	15	2	9	8	79	57	54	
		測線1km当たりの個体数	7.9	0.9	1.7	3.6	1.1	1.6	9.2	2.9	1.5	3.5	0.9	0.4	0.7	0.7	0.1	0.4	0.3	2.9	2.0	1.9	

(2) 定点調査

1) 調査実施状況

調査実施日を表 7 に示す。

調査は冬季(2月)、春季(1回目:4月、2回目5月)に実施した。今後、秋季(令和2年10月上旬)に実施予定である。

表 7 定点調査調査実施日及び実施予定日

時期	実施日及び実施予定日
冬季	令和2年2月5日、6日、13日、19日 (各定点1日)
春季	1回目:令和2年4月9日~11日 (定点A, B, Eのみ3日間調査) 2回目:令和2年5月12日~13日 (定点A, B, C, D, Eで2日間調査)
秋季	令和2年10月上旬(予定)

2) 調査結果概要

定点調査結果(調査時期、定点別確認個体数)表 8 に示す。

これまでに実施した定点調査により、25科46種の鳥類を確認した。冬季には定点A、定点D、定点Eで個体数を多く確認したが、これはヒメウやウミネコ、セグロカモメといった水鳥を多く確認したものである。春季の調査では定点Aで個体数を多く確認したが、定点Aの近くに繁殖地があるウミネコを多く確認したためである。その他、定点Eでもウミネコ、セグロカモメといった水鳥を多く確認した。これらの定点の沿岸地域は水鳥の生息地として利用されていると考えられる。

春季調査の主対象とした猛禽類(ハチクマ及びサシバ)の確認状況をみると、定点Aと定点Bでのみ確認し、定点Bでの個体数がやや多い傾向となっていた。これら猛禽類の春の渡り経路として、徳島県方面から紀伊水道を越えて和歌山県に渡る際に日ノ御崎周辺が利用されていることが示唆される。



表 8 定点調査結果

No.	科名	種名	定点A			定点B			定点C			定点D			定点E		
			冬	春1 回目	春2 回目	冬	春1 回目	春2 回目	冬	春1 回目	春2 回目	冬	春1 回目	春2 回目	冬	春1 回目	春2 回目
1	カモ科	カルガモ											2			2	
2		ウミアイサ	30					2									
3	ハト科	キジバト					1								8	2	
4	ミズナギドリ科	オオミズナギドリ											285			30	
5	ウ科	ヒメウ	54	57	16		3	7			3			1	87		
6		カワウ		2	25		1	2					3		5	1	
7		ウミウ		5			26		12		12						
		ウ類	6	26		5	2	1	19					15	18		
8	サギ科	アオサギ		3	29		3	1	1		1		3		4	1	
9		ダイサギ		6	13		27								3		
10		コサギ									2						
11		クロサギ	1	4	5										2	2	
12	アマツバメ科	アマツバメ						2									
13	チドリ科	コチドリ											2		2	2	
14		メダイチドリ									1				8	1	
15	シギ科	チュウシャクシギ											1			3	
16		キアシシギ						1					1			5	
17	カモメ科	ユリカモメ					6										
18		ウミネコ	80	409	792	3	10	38	11		2			125	18		
19		セグロカモメ	6	6			16	12	10		3			111	23		
20		オオセグロカモメ					1		3					30			
		カモメ類	41			15	4				700			90	52	9	
21	ミサゴ科	ミサゴ	1				2	1	2		1		1	3	4	1	
22	タカ科	ハチクマ			2		1	5									
23		トビ		3	40		5	15					5	2	16	1	
24		ハイタカ					5								1		
		ハイタカ属					1										
25		サシバ		7	4		22	9									
26		ノスリ					2										
27	キツツキ科	コゲラ						1					1		1		
28	ハヤブサ科	チョウゲンボウ				1											
29		ハヤブサ			4	1	1	3						1		2	
30	カラス科	ハシボソガラス			2		1	3					2		4	1	
31		ハシブトガラス		2	3		5	2					1				
		カラス属					1	2							3		
32	シジュウカラ科	シジュウカラ			2			1							1		
33	ツバメ科	ツバメ		2	3		21	4					2		6	1	
34	ヒヨドリ科	ヒヨドリ			22		1	230					2		2		
35	ウグイス科	ウグイス					1	1					1				
36	エナガ科	エナガ			2			7									
37	メジロ科	メジロ			4		3	1					2		6		
38	ヒタキ科	シロハラ					1								1		
39		イソヒヨドリ		1	3		1			1			1		1	1	
40		キビタキ						1									
41	スズメ科	スズメ												1			
42	セキレイ科	セグロセキレイ												1			
43	アトリ科	カワラヒワ			2			1					3		2		
44		ウソ					1										
45	ホオジロ科	ホオジロ			1		1	1									
46	ハト科	カワラバト(ドバト)												2		21	
計	25科	46種	6種	13種	20種	3種	26種	24種	8種		3種	6種	21種	7種	23種	16種	
		個体数合計	219	533	974	25	175	346	67		4	722	322	378	299	65	

2.3 ヒアリングの実施

環境保全に係る情報や社会的調整が必要な地域に係る情報等、既存情報では得られない情報について、専門家等へヒアリングを実施し、情報収集を行う（表 9）。

本年度は、漁業、海上交通、観光産業の関係者等を中心に実施予定である。

表 9 ヒアリング先一覧（予定）

ヒアリング内容	番号	ヒアリング先
許可漁業及び自由漁業の操業状況	1	和歌山県漁業協同組合連合会
	2	加太漁業協同組合
	3	西脇漁業協同組合
	4	雑賀崎漁業協同組合
	5	和歌山北漁業協同組合
	6	和歌浦漁業協同組合
	7	海南市漁業協同組合
	8	有田箕島漁業協同組合
	9	湯浅湾漁業協同組合
	10	紀州日高漁業協同組合
	11	由良町漁業協同組合
	12	比井崎漁業協同組合
	13	三尾漁業協同組合
	14	和歌山南漁業協同組合
	15	新庄漁業協同組合
	16	堅田漁業協同組合
	17	和歌山東漁業協同組合
	18	大地町漁業協同組合
	19	紀州勝浦漁業協同組合
	20	宇久井漁業協同組合
	21	三輪崎漁業協同組合
	22	新宮漁業協同組合
	23	徳島県漁業協同組合連合会
	24	大阪府漁業協同組合連合会
	25	兵庫県漁業協同組合連合会
	26	高知県漁業協同組合連合会
許可漁業及び自由漁業の操業状況	1	紀北小型機船底曳網漁業連合会
	2	和歌山県中型まき網連合会
	3	紀伊水道機船船曳網漁業連合会
	4	和歌浦湾機船船曳網漁業連合会
	5	和歌山県底曳網連合会
船舶の航行状況	1	一般社団法人日本船主協会
	2	田辺海上保安部
	3	和歌山県海運組合
	4	(一社)日本旅客船協会
	5	近畿旅客船協会
	6	日本内航海運組合総連合会
	7	内航大型船輸送海運組合
	8	全国海運組合連合会
	9	全国内航輸送海運組合
	10	全日本内航船主海運組合
	11	全国内航タンカー海運組合
	12	外国船舶協会
	13	(一社)日本船長協会
	14	全日本海員組合関西地方支部
	15	外国船舶代理店業協会
観光産業への影響	1	白浜観光協会
	2	みなべ観光協会
	3	印南町観光協会
	4	田辺観光協会
	5	御坊市観光協会
	6	和歌山県観光連盟
航空機への影響	1	大阪航空局
防衛関係施設の状況	1	関係機関

表 10 (1) 例：漁業関係者への聞き取り内容（組合概要の確認）

*** 漁協・漁連の概要調査票 ***

〈組合の所在地、代表者の職名、氏名、組合員数など〉 令和 年 月 日現在
 漁業協同組合名： _____

所在地		電話	
代表者	(職名)	(氏名)	
組合員数	正 名. 准 名. 計	名 (令和 年 月 日現在)	

●組合の規模を確認

〈漁連の所在地、代表者の職名、氏名など〉 令和 年 月 日現在
 漁連名： _____

所在地		電話	
代表者	(職名)	(氏名)	

ご意見・ご要望等記入欄

表 10 (2) 例：漁業関係者への聞き取り内容（操業実態の確認）

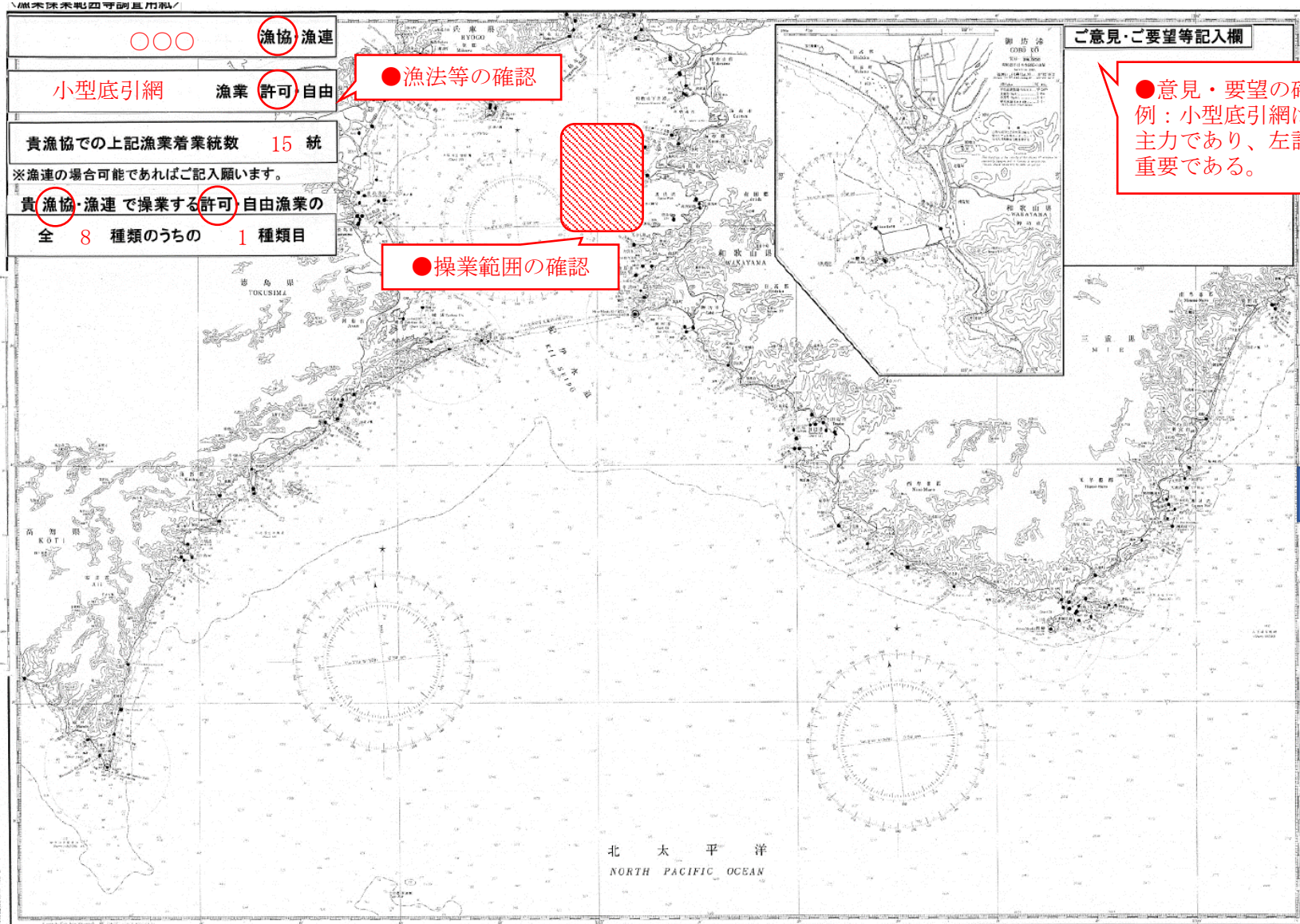


表 11 聞取り実施状況（許可漁業及び自由漁業の操業状況）

番号	ヒアリング先	実施日 (令和2年)
1	和歌山県漁業協同組合連合会	
2	加太漁業協同組合	6/24
3	西脇漁業協同組合	6/24
4	雑賀崎漁業協同組合	6/26
5	和歌山北漁業協同組合	6/26
6	和歌浦漁業協同組合	6/24
7	海南市漁業協同組合	6/26
8	有田箕島漁業協同組合	
9	湯浅湾漁業協同組合本所	6/30
10	紀州日高漁業協同組合	
11	由良町漁業協同組合	
12	比井崎漁業協同組合	6/30
13	三尾漁業協同組合	6/30
14	和歌山南漁業協同組合	7/3
15	新庄漁業協同組合	7/3
16	堅田漁業協同組合	7/3
17	和歌山東漁業協同組合	
18	太地町漁業協同組合	
19	紀州勝浦漁業協同組合	
20	宇久井漁業協同組合	
21	三輪崎漁業協同組合	
22	新宮漁業協同組合	
23	徳島県漁業協同組合連合会	
24	大阪府漁業協同組合連合会	
25	兵庫県漁業協同組合連合会	
26	高知県漁業協同組合連合会	
1	紀北小型機船底曳網漁業連合会	
2	和歌山県中型まき網連合会	7/3
3	紀伊水道機船船曳網漁業連合会	
4	和歌浦湾機船船曳網漁業連合会	
5	和歌山県底曳網連合会	

※ヒアリング先： は実施済み。 は今後実施（7/8現在）

2.4 スケジュールの説明

今年度は「第4回検討会」で作成したゾーニングマップ（案）に、社会的調整が必要な事項（漁業、海上交通、観光産業等）の情報を反映し、3回計画している検討会の中で検討・審議いただき完成させる予定である。

表 12 令和2年度以降のスケジュール（案）

